議案第137号

松阪商人の館条例の一部を改正する条例の一部改正について

松阪商人の館条例の一部を改正する条例(平成 30 年松阪市条例第 48 号)の一部 を次のように改正する。

平成 30 年 11 月 27 日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪商人の館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 松阪商人の館条例の一部を改正する条例(平成 30 年松阪市条例第 48 号)の一部 を次のように改正する。

題名の改正規定中「旧小津邸」を「旧小津清左衛門家」に改める。

第1条の改正規定中「旧小津邸」を「旧小津清左衛門家」に改める。

第2条各号列記以外の部分の改正規定中「旧小津邸」を「旧小津清左衛門家(以下「旧小津家」という。)」に改め、同条各号の改正規定中「旧小津邸」を「旧小津家」に改める。

第4条を第3条とする改正規定中「旧小津邸」を「旧小津家」に改める。

第5条を第4条とする改正規定中「旧小津邸」を「旧小津家」に改める。

第6条を第5条とする改正規定中「旧小津邸」を「旧小津家」に改める。

第8条を第7条とし、同条の次に8条を加える改正規定中「旧小津邸」を「旧小 津家」に改める。

第9条を第16条とし、同条の次に1条を加える改正規定中「旧小津邸」を「旧小 津家」に改める。

別表第 1 の改正規定中「旧長谷川邸」を「旧長谷川治郎兵衛家」に、「旧小津 邸」を「旧小津清左衛門家」に改める。

附則第2項中「旧小津邸」を「旧小津清左衛門家」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。